

都道府県障害(児)福祉計画及び

市町村障害(児)福祉計画の計画期間の見直し

令和3年7月14日 兵庫県・三木市 他

障害福祉計画・障害児福祉計画

●障害福祉サービスの提供体制の確保等を目的として、都道府県・市町村が定める計画(義務)。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第八十八条 <u>市町村</u>は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

第八十九条 <u>都道府県</u>は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保 その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

児童福祉法

第三十三条の二十 <u>市町村</u>は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

第三十三条の二十二 <u>都道府県</u>は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

障害福祉計画

障害児福祉計画

【市町村】

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
- ・各年度における指定障害福祉サービス、指定 地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ご との必要な量の見込み
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

【市町村】

- ・障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・各年度における指定通所支援又は指定障害児 相談支援の種類ごとの必要な見込量

【都道府県】

- ・障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
- ・当該都道府県が定める区域ごとに当該区域に おける各年度の指定障害福祉サービス、指定地 域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごと の必要な量の見込み
- 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する 事項

【都道府県】

- ・障害児通所支援等の提供体制の確保に係る 目標に関する事項
- ・当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指 定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ご との必要な見込量
- 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所 定員総数

計画期間

- ●都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を 一期間として作成することとされている。
- ●現行計画は、令和3(2021)年度~5(2023)年度が計画期間。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な 指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

第三 計画の作成に関する事項 四その他

1 計画の作成の時期

第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画は、<u>令和三年度から令和五年度</u> <u>までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等</u> について定めるものである。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県(以下「被災市町村等」という。)においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備及び障害福祉計画等の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

計画に定める成果目標

●具体的な成果目標

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標(抜粋)

・福祉施設の入所者の地域生活への移行

例:施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行 等

・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

例:精神病床からの退院後1年以内の地域生活日数316日以上 等

- ・地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・福祉施設から一般施設への移行等

例:令和元年度実績の1.3倍以上 等

- ・障害児支援の提供体制の整備等
- ・相談支援体制の充実・強化等
- ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

計画期間

- ▶都道府県障害(児)福祉計画及び市町村障害(児)福祉計画は、国指針により3年を 一期間として作成することとされている。
- ●現行計画は、令和3(2021)年度~5(2023)年度が計画期間。

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な 指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

第三 計画の作成に関する事項 四その他

51 1 計画の作成の時期

第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画は、令和三年度から令和五年度 までの三年間における指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等の量の見込み等 について定めるものである。

なお、東日本大震災により甚大な被害を受けた市町村及び都道府県(以下「被災 市町村等」という。)においては、障害者等の実態把握のための十分な体制の整備 及び障害福祉計画等の作成に向けた準備作業が困難な場合があるため、被災市町村 等の実情に応じて弾力的な取扱いを行っても差し支えないこととする。

2 計画の期間

障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。

計画策定のスケジュール(兵庫県の例)

開催日	内容
R2.5.19	国指針発出
R2.5.20	国指針を県から市町へ送付
R2.6.8	県策定方針発出
R2.8	市町見込量照会①:調整及び集計結果の県計画骨子案への反映 各圏域自立支援協議会①:協議・圏域計画骨子案作成
R2.9.4	国Q&Aにより新規項目の具体的な内容指示(1回目)
[™] R2.9.18	県障害福祉審議会①:県計画の骨子案審議
R2.11	市町見込量照会②:調整及び集計結果の県計画本文案への反映 各圏域自立支援協議会②:協議・圏域計画本文案作成
R2.11.16	国Q&Aにより新規項目の具体的な内容指示(2回目)
R2.12.23	県障害福祉審議会②:県計画の本文案審議
R3.1~2	市町見込量照会③:調整及び集計結果の県計画最終案への反映 各圏域自立支援協議会③:協議・圏域計画最終案作成
R3.2.9~ R3.3.1	パブリックコメントの実施
R3.3.15	庁内幹部会議・記者発表

[※] 新規項目等に係る具体的な内容は9~11月の国Q&Aで初めて示されたことも多い。

計画期間が短いことの支障(県内自治体の事例)

- ・「福祉施設の入所者の地域生活への移行」では、公的サービスの整備や地域住民の協力等、コーディネートする課題が多く、地域の特性に合わせて、より長い期間を設定するほうが実効性が高い(たつの市)
- ・必要な社会資源の確保等、地域での課題が多く、<u>圏域単位で連携及び調整を図る必要</u>があり、実態として期間が短い(三木市)
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」では、医療機関の協力や予算、設 環境がない中、短期間で市単独での体制構築は困難(高砂市)
- ・計画改定作業を計画3年目に実施するため、過去の実績(1年目・2年目)だけでは、数値を解析し、今後の見込を推計することが難しい(姫路市)
- ・策定年度の2年前からアンケート調査等を含めて準備期間としているため、見直しサイクルが非常に短く、計画の策定に係る財政的・人的負担が大きい(西脇市)
- ・各自治体の人員も削減されており、他の業務と並行して計画策定を行うことが困難。アンケートは委託したとしても、事前の準備や委託先との調整が負担となっている(加西市)

計画策定のスケジュール(三木市)

	開催日	内容	備考				
	R2.3.10	[R元] 市社会福祉審議会①:計画策定に係るアンケートについて					
	R2.3.10	[R元] 市社会福祉協議会障がい者福祉検討部会①:同上					
	R2.3.31~ R2.4.30	各種アンケート調査の実施 ・障害のある方に関するアンケート ・支援の必要な子どもに関するアンケート ・共生社会に関する市民アンケート	R2.5.19 国指針発出 R2.6.8				
54	R2.6.22	[R2] 市障害者(児)地域自立支援協議会①:計画策定について					
	R2.7.14	[R2] 市社会福祉審議会①:計画策定について					
	R2.7.31	[R2] 社会福祉審議会障がい者福祉検討部会①・アンケート調査結果報告・障がいのある方の現状・計画策定について					
	R2.8~9月	団体・事業所調査の実施(ヒアリング調査)	R2.9.4 国Q&A発出				
	R2.10.30	[R2] 市障害者(児) 地域自立支援協議会②:市内各団体・事業所調査の意見等とりまとめ					
	R2.11.6	[R2] 市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会②:計画素案について					
	R2.11.25	[R2] 社会福祉審議会②:計画について	R2.11.16 国Q&A発出				
	R2.12.18~ R3.1.18	パブリックコメントの実施					
	R3.2.1	[R2] 市社会福祉審議会障がい者福祉検討部会③:計画最終案について					
	R3.2.9	[R2] 市社会福祉審議会③:計画承認	9				

サービス等の見込み量の事例 (障害児通所支援等)

●● 見込量 ●●

		実績値			見込量		
サービス名	単位	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度見込	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
旧辛欢法士控	人/月	48	59	75	72	84	96
児童発達支援	人日/月	172	287	310	360	420	480
医療型	人/月	1	1	1	1	1	. 1
児童発達支援	人日/月	8	6	11	5	5	5
放課後等	人/月	101	120	165	181	188	192
デイサービス	人日/月	941	1,203	1,425	1,810	1,880	1,920
保育所等	人/月	5	12	22	26	30	34
訪問支援	人日/月	5	12	44	52	60	68
居宅訪問型	人/月	0	0	0	0	1	1
児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	2	2
障害児相談支援	人/月	40	41	55	53	58	61
コーディネータ ーの配置	人	1	2	2	3	3	4

(第2期三木市障害児福祉計画 p64から抜粋)

●見込量の考え方

- ①直近の支給決定者数に、過去3年間の新規申請者の平均人数をプラスする。
- ②見込量算出年度のそれぞれに6歳をプラス(児童発達支援から放課後等デイサービス)、17歳をマイナス(放課後等デイサービス卒業)し、見込量を算出 10

具体的な支障事例(三木市)

- ●計画策定が短期間であり、PDCAサイクルによる検証が困難
- ・自立支援協議会における見直し議論が進まない *図必要な社会資源の確保ができず、新たな方策が市単独では難しい現状である。*
- ・必要な社会資源の確保が難しい ②市内に唯一あった就労移行支援事業所が廃止になったり、計画相談事業所(児・ 者とも)の新規が立ち上がらない上に現事業所が廃止になるなど、地域での社会 資源の確保が年々厳しい状況であるため、圏域単位での協議や調整が必要である。
- ・圏域単位での連携・調整を図る必要性 ②県、各市町合同の協議会による連携等が必要であるため、短期間では十分な調整等を行うことが困難である。

●計画の策定に係る負担

• 審議会開催

☑社会福祉審議会4回(3月、7月、11月、2月) ☑障害者検討部会4回(3月、7月、11月、2月) ☑自立支援協議会2回(6月、10月)

上記審議会等に数値目標等を諮る必要があるため、資料作成に時間を要する上、 団体や事業所等からの要望に関する回答や前期計画での未実施部分の回答に係 る検証資料の作成など、審議会開催に伴う事務負担が非常に大きい。

具体的な支障事例(三木市)

●計画の策定に係る負担(つづき)

・アンケート実施に係る人的・財政的負担 前期計画策定時に、障がい福祉施策の推進のための基礎資料とするため、市民 アンケートを実施。

経年変化の傾向を把握するための比較分析の必要性から、設問内容(新しい設問と前回の設問)の精査に係る人的負担が大きい。

⇒現状として計画に反映するだけの社会資源がない場合もあるため、自治体の実情に応じ、アンケート調査を必要に応じた任意の項目とすることも考えられる。 ※アンケートの実施は指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に記載

<アンケートの概要>

内容	対象者数	設問数
・障がいのある方に関するアンケート	2,699人	25問
・支援の必要な子どもに関するアンケート	323人	21問
・共生社会に関する市民意識アンケート	3,006人	9問
・障害者団体(3団体)と障害福祉サービス事業所(34事業所)に対して、自由記述形式のヒアリングシート		9問

(財政的負担としては、計画策定の支援業務委託料)

求める措置・期待される効果

●計画期間を現行の2倍である6年に延長すること

【根拠】

・本県及び県内市町の多くが上位計画である「障害者基本計画」を6年の計画期間としている。

●期待される効果

- ・地域住民の意識醸成や地域におけるソフト・ハード両面での対応に係る<u>地方公共団体の裁量を高める</u>ことができる。(3年という短期で対応できる市町ばかりではない)
- ・検証が不十分なまま次期計画の策定作業に追われる実態を改善し、計画策定に係る 負担を軽減することにより、行政の効率化につながる。
- ・新たな計画改定時に、十分な計画期間中の実績をもとに精度の高い見込数値を設定でき、課題に対応したサービス提供体制の整備につながる。
- ・短期間では構築が困難な医療機関や近隣市町の協力確保等について、市町単独ではなく**圏域単位で連携・調整を図る**ことが可能になる。
- ・サービス提供体制の整備に要する期間と計画期間が整合し、前期計画の適切な評価と、それを踏まえた次期計画の作成(PDCAサイクルによる検証)が可能になる。

計画期間延長の影響

- ●6年後の見込みを立てることが可能か
- ・過去のトレンドから推計可能

☑現行においても見込量は過去3年間の実績値と今後の人口や手帳所持者数の推 移等を勘定して見込んでおり、6年後も現行と同様に見込むことは可能である。

●報酬改定のタイミングと合わなくなることの影響

・報酬改定により新設されたサービス等について、計画の見込量に影響が出た場合は、 計画を見直すことが可能

☑自立支援協議会(全体会年2回、定例会年3回、4部会各年3回)は、地域の障害福祉に関する関係者による連携や支援体制に関する協議を行うために設置した協議会であるため、国等からの指針が出された場合でも、現状把握をした上で議論が可能である。

※なお、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定が示されたのは令和3年2月であり、県内自治体の多くが実質的に現行計画策定を終えた後であったため、現行でも報酬改定内容を直ちに計画に反映できていないケースがある。